障がい保健福祉課情報システム管理要綱

目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 情報統括責任者(第5条~第10条)
- 第3章 開発·調達責任者(第11条~第12条)
- 第4章 運用責任者(第13条~第17条)
- 第5章 変更・保守責任者(第18条~第21条)
- 第6章 セキュリティ・ネットワーク責任者(第22条~第24条)
- 第7章 担当者(第25条)
- 第8章 連携義務(第26条)
- 第9章 要綱改正(第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、障がい保健福祉課(以下「当課」という。)の情報システム(以下「システム」という。)に関する企画、開発・調達、導入、保守、運用、安全管理、委託管理において属人的な運用が図られている現状を改め、責任分担の明確化とシステムに関する知識と経験の継承をもって、システムの有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性の確保ができる組織体制の構築を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、当課が前条における企画から委託管理までを行っているシステムに対して適用する。

2 システムを配備された全ての組織に対し、この要綱を適用する。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は以下の通りとする。
- (1)情報統括責任者 システムに関する最高責任者で, 当課の長がこれにあたる。
- (2)情報システム 当課が所掌する事務の内,コンピューターを利用して業務処理を行うための一連の仕組みとする。
- (3) 有効性及び効率性 情報が業務に対して効果的,効率的に提供されていることをいう。
- (4) 準拠性 情報が関連する法令や条例,規則等に合致して処理されていることを

いう。

- (5)信頼性 情報が組織の意思・意図に沿って承認され、漏れなく正確に記録・処理されることで、正当性、完全性、正確性が確保されていることをいう。
- (6) 可用性 情報が必要とされるときに法令や条例等に基づく権限の範囲内で利用可能であることをいう。
- (7)機密性 情報が正当な権限を有する者以外に利用されないように保護されていることをいう。

(会議の設置)

第4条 この要綱の目的を達成するため情報システム会議(以下「会議」という。)を 設置する。

第2章 情報統括責任者

(情報統括責任者の権限)

第5条 情報統括責任者は、第1条の目的に関わる全ての決定権と責任を負う。

(情報統括責任者の任命権)

第6条 情報統括責任者は会議を形成する次の責任者を主査以上の者から任命 する。

- (1) 開発·調達責任者
- (2) 運用責任者
- (3) 変更·保守責任者
- (4) セキュリティ・ネットワーク責任者

(責任分掌)

第7条 第6条における(1)から(4)はその職務を分離する。

(会議の開催)

第8条 情報統括責任者はシステムに関する総括を行い,当課の合意形成を図る ため会議を年に1回以上開催する。

第9条 情報統括責任者は,会議を通じてシステムの整備・運用状況を踏まえたリスク評価を行う。

第10条 情報統括責任者は、会議での合意を経てシステムの整備・運用計画(以下「システム計画」という。)を策定する。

第3章 開発‧調達責任者

(開発・調達責任者の責務)

第11条 開発・調達責任者は,第3条の(2)についての全体的把握と文書保管,機器管理について責務を負う。

第12条 開発・調達責任者は,第10条に基づくシステム計画を達成するための予算策定および調達,導入計画の作成について責務を負う。

第4章 運用責任者

(運用責任者の責務)

第13条 運用責任者は,第3条の(3)から(5)について責務を負う。

(操作指導)

第14条 運用責任者は、当課のシステム操作指導を計画し、実行する。

(簡易マニュアルの作成)

第15条 運用責任者は、必要に応じて操作指導のための簡易マニュアルを作成し、 周知を図る。

(運用計画の作成)

第16条 運用責任者はシステムにおいて、他部局からの各種データ授受を含めた 運用計画を作成し情報統括責任者に提出する。

(システムの監視)

第17条 運用責任者はシステム機器,システムの正常運行,障害発生の有無について監視する。

2 前項の他,法令や条例等に基づく権限の範囲内で利用されているか監視する。

第5章 変更・保守責任者

(変更・保守責任者の責務)

第18条 変更·保守責任者は第3条の(5),(6)について責務を負う。

(意見徴収)

第19条 変更・保守責任者は運用責任者等からの意見聴取を適宜行い,システムに反映するよう務める。

(システムの修復)

第20条 変更・保守責任者はシステムに生じた障害の原因分析を行い、その除去に努める。

2 原因分析の結果ネットワーク上の障害であることが判明した場合は, セキュリテ

イ・ネットワーク責任者に通知する。

(システム改修計画の作成)

第21条 変更・保守責任者は第19条および20条によりシステム改修の必要性を 把握した場合は、システム改修計画を作成し情報統括責任者に提出する。

第6章 セキュリティ・ネットワーク責任者

(セキュリティ・ネットワーク責任者の責務)

第22条 セキュリティ・ネットワーク責任者は第3条(7)について責務を負う。

(管理・連絡調整)

第23条 セキュリティ・ネットワーク責任者は、システムに必要なID・パスワードの付与とネットワークの維持管理を行う。

2 前項の他、セキュリティ・ネットワーク環境の構築や修復および更改のために他部局と必要な連絡調整を行う。

(セキュリティ・ネットワーク構築計画の作成)

第24条 セキュリティ・ネットワーク責任者は、システムにかかるネットワーク構築およびセキュリティ・ネットワーク構築計画を作成し情報統括責任者に提出する。

第7章 担当者

(担当者の任命)

第25条 第6条における各責任者は、より効率的に責務を達成するため、担当者を任命することができる。

2 担当者は、配属2年以上の実務経験者とする。ただし、情報統括責任者が必要と認めた場合はこの限りでない。

第8章 連携義務

(責任者間の連携)

第26条 各責任者はこの要綱の目的達成のため、相互に関係し合い連携しなければならない。

第9章 要綱改正

(改正要件)

第27条 必要に応じて情報統括責任者は、会議での合意を経てこの要綱を改正できる。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。